

第4回半田市下水道使用料審議会

令和3年1月8日

資料

【資料①】 改定案試算（総括）

【追加資料①－１】

【資料②】 算定根拠

【資料③】 （水量別）使用料単価の比較（詳細）

【追加資料③－１】

【資料④】 （水量別）使用料収入の比較（詳細）

【追加資料④－１】

【資料⑤】 流量区分毎の調定件数

【資料⑥】 汚水事業の推移（損益計算書）

【資料⑦】 汚水事業の推移（貸借対照表）

1. 改定の概要

- 【改定目安額】** 137円/m³
21.4円/m³の増額改定（現行 115.6円/m³）
⇒令和7年度目標（経費回収率100%相当額）
を見据えた段階的改定
- 【平均改定率】** +18.5%
- 【経費回収率】** 91.3%（令和4年度見込み）

【参考】改定額・改定率の影響の出方

(1) 基本使用料の改定

- ・金額的には、全利用者が等しく影響を受ける。
- ・改定率は、排出水量が少ない利用者への影響が大きい。

(2) 従量使用料の改定

- ・同率改定した場合、排出量が多い利用者（現行の金額が高い区分の利用者）の改定額が増大する。
- ・同額改定した場合、 1m^3 あたりの改定額は等しく影響を受けるが、排出量の多い利用者の改定率が低くなる。

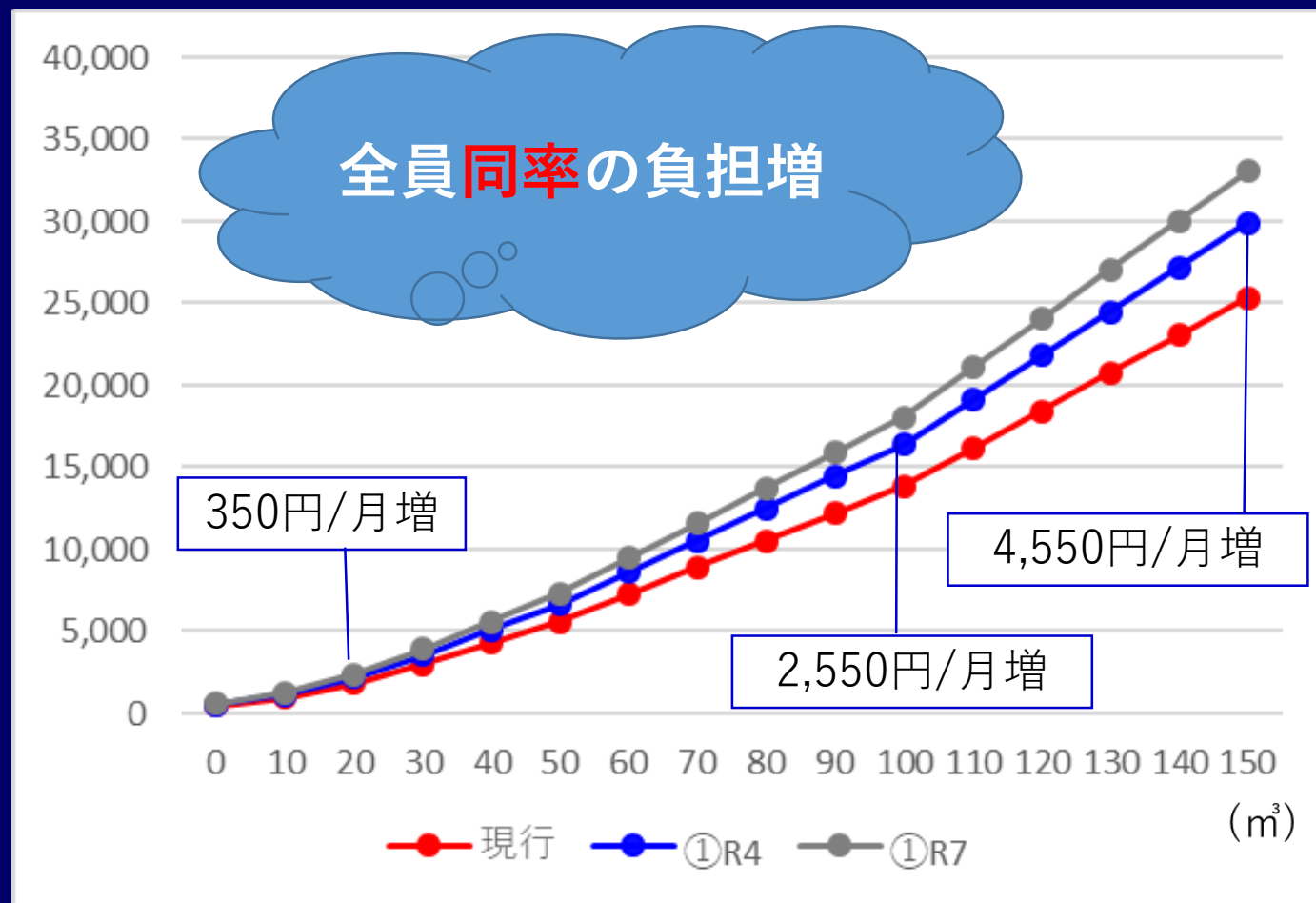
2-①. 試算

基本使用料・従量使用料ともに同率（18%）値上げ

	現行	単価	増減
基本使用料	450	550	+100
～ 10m ³	50	60	+10
11m ³ ～ 20m ³	90	105	+15
21m ³ ～ 30m ³	115	135	+20
31m ³ ～ 50m ³	130	155	+25
51m ³ ～ 100m ³	165	195	+30
101m ³ ～	230	270	+40

・1m³当たりの負担増（金額）は、多量使用者ほど大きくなる。

(円)



(使用水量毎の下水道使用料)

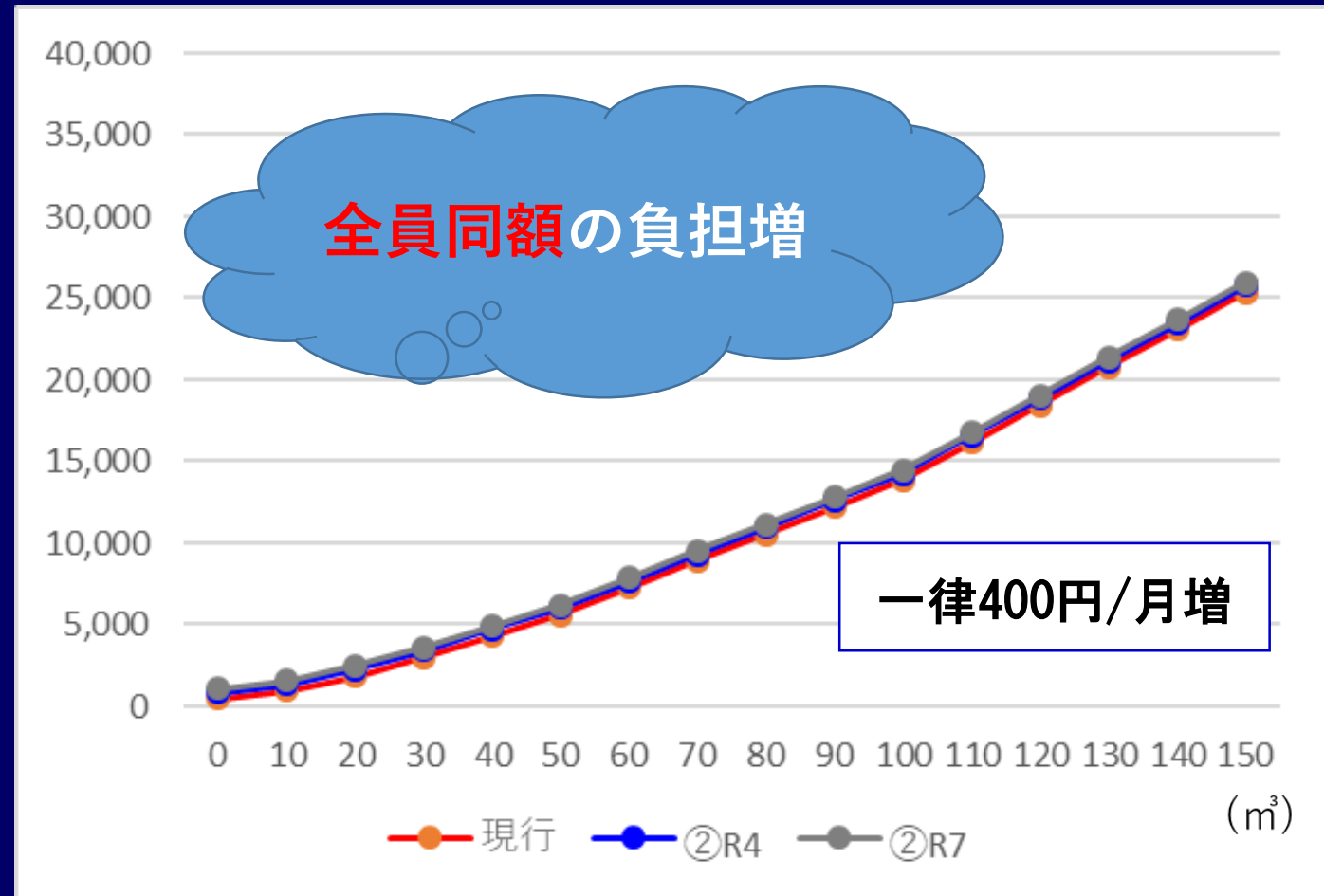
(使用水量毎の下水道使用料)

2-②. 試算 基本使用料のみ値上げ

	現行	単価	増減
基本使用料	450	850	+400
～ 10 ^{m³}	50	50	±0
11 ^{m³} ～ 20 ^{m³}	90	90	±0
21 ^{m³} ～ 30 ^{m³}	115	115	±0
31 ^{m³} ～ 50 ^{m³}	130	130	±0
51 ^{m³} ～ 100 ^{m³}	165	165	±0
101 ^{m³} ～	230	230	±0

- ・少量使用者ほど改定率は大きくなる。
- ・1^{m³}当たりの負担増(金額)は、多量使用者ほど小さくなる。

(円)



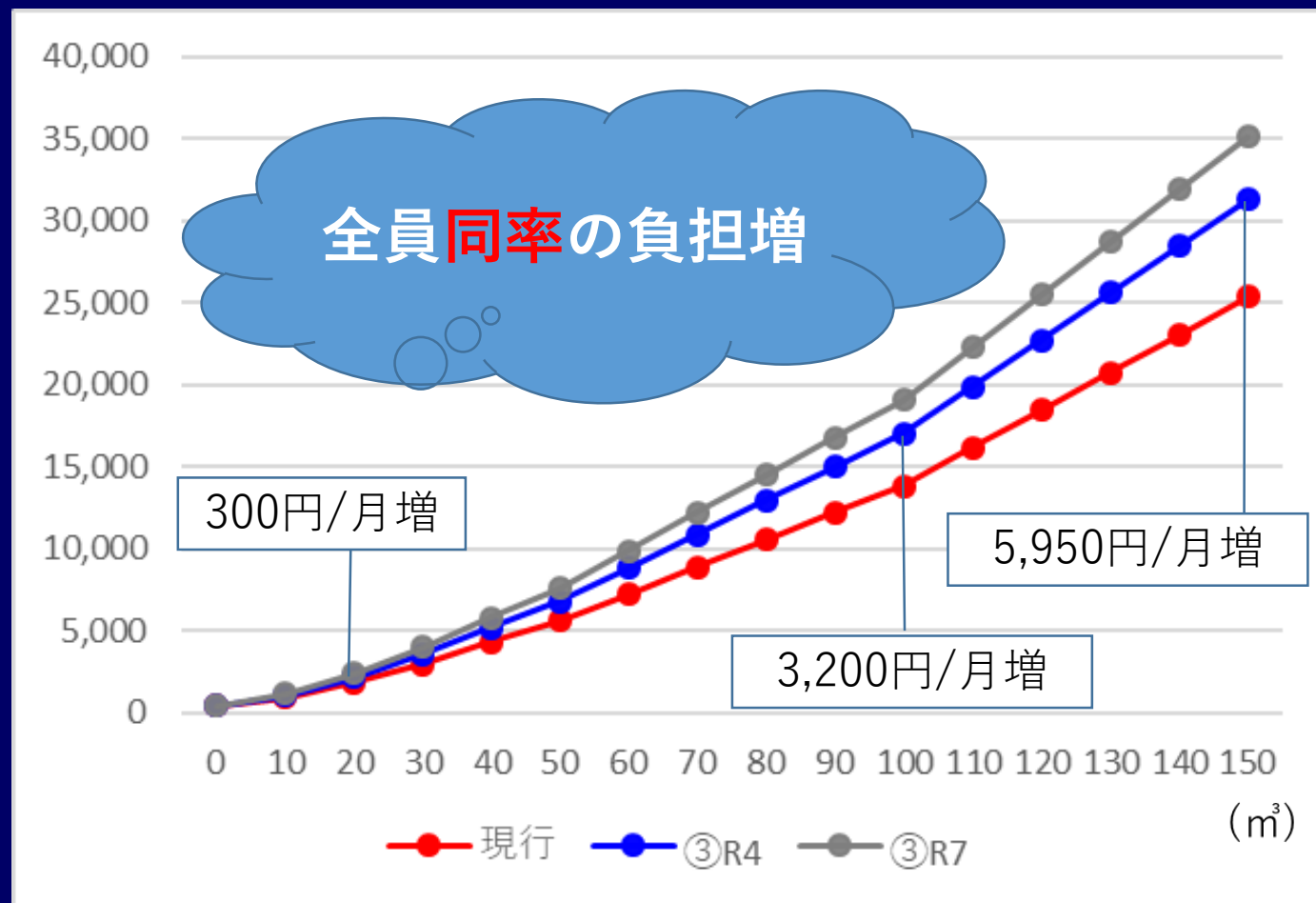
(使用水量毎の下水道使用料)

2-③. 試算 従量使用料のみ同率 (24%) 値上げ

	現行	単価	増減
基本使用料	450	450	+0
～ 10m ³	50	60	+10
11m ³ ～ 20m ³	90	110	+20
21m ³ ～ 30m ³	115	145	+30
31m ³ ～ 50m ³	130	160	+30
51m ³ ～ 100m ³	165	205	+40
101m ³ ～	230	285	+55

・ 1m³当たりの負担増 (金額) は、多量使用者ほど大きくなる。

(円)



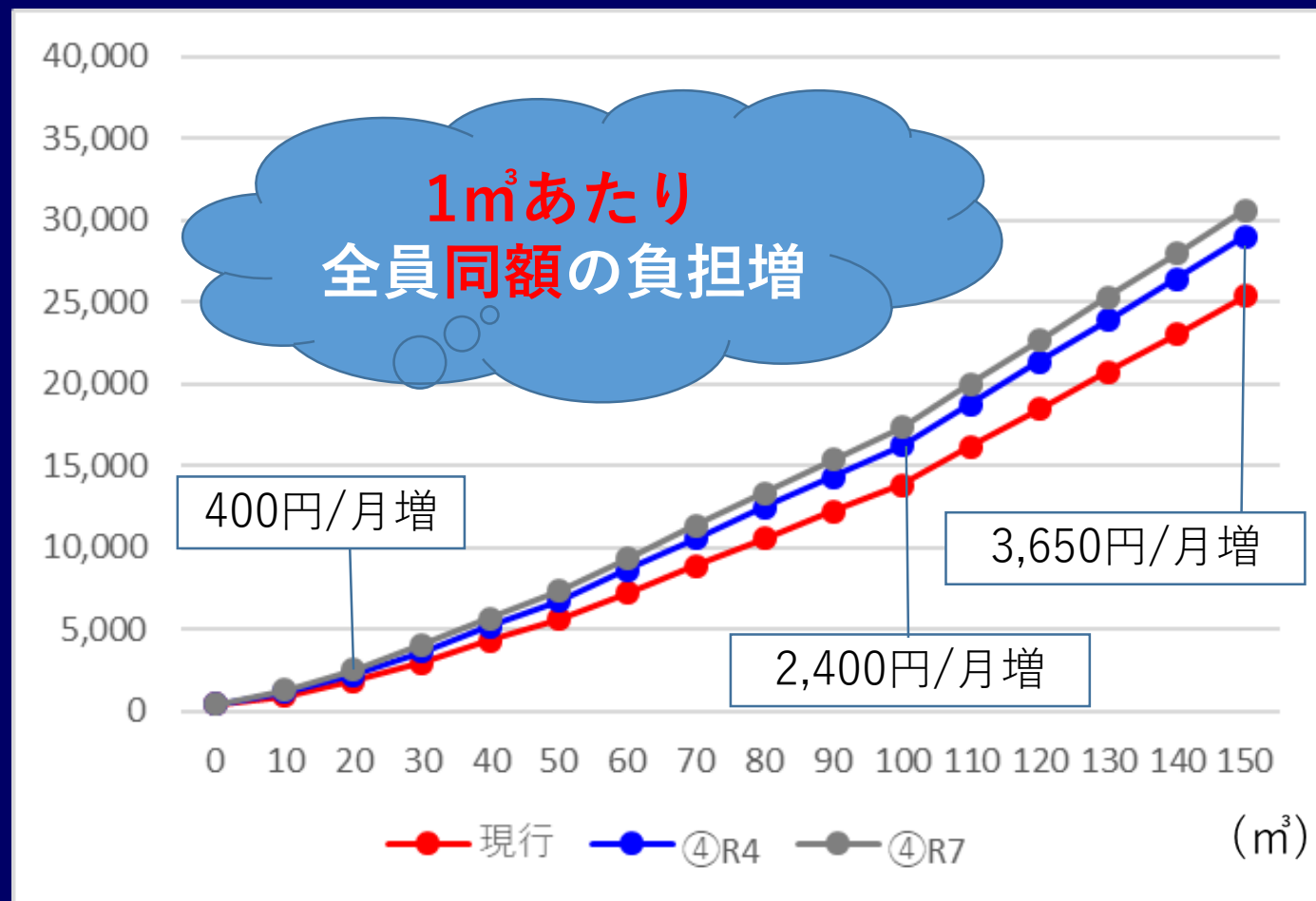
(使用水量毎の下水道使用料)

2-④. 試算 従量使用料のみ同額 (20~25円) 値上げ

	現行	単価	増減
基本使用料	450	450	±0
~ 10m ³	50	70	+20
11m ³ ~ 20m ³	90	110	+20
21m ³ ~ 30m ³	115	140	+25
31m ³ ~ 50m ³	130	155	+25
51m ³ ~ 100m ³	165	190	+25
101m ³ ~	230	255	+25

- ・ 少量使用者ほど改定率は大きくなる。

(円)



(使用水量毎の下水道使用料)

【参考】 2-a. 経費の分解（第2回資料より）

使用料区分	対象経費	
基本使用料	需要家費	下水道利用者数に応じて増減する経費。 使用料徴収関連経費など
	固定費	下水道使用水量や下水道利用者数の多寡に係わりなく必要とされる経費。資本費・人件費・修繕費など
従量使用料	変動費	下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費。流域下水道維持管理費負担金など

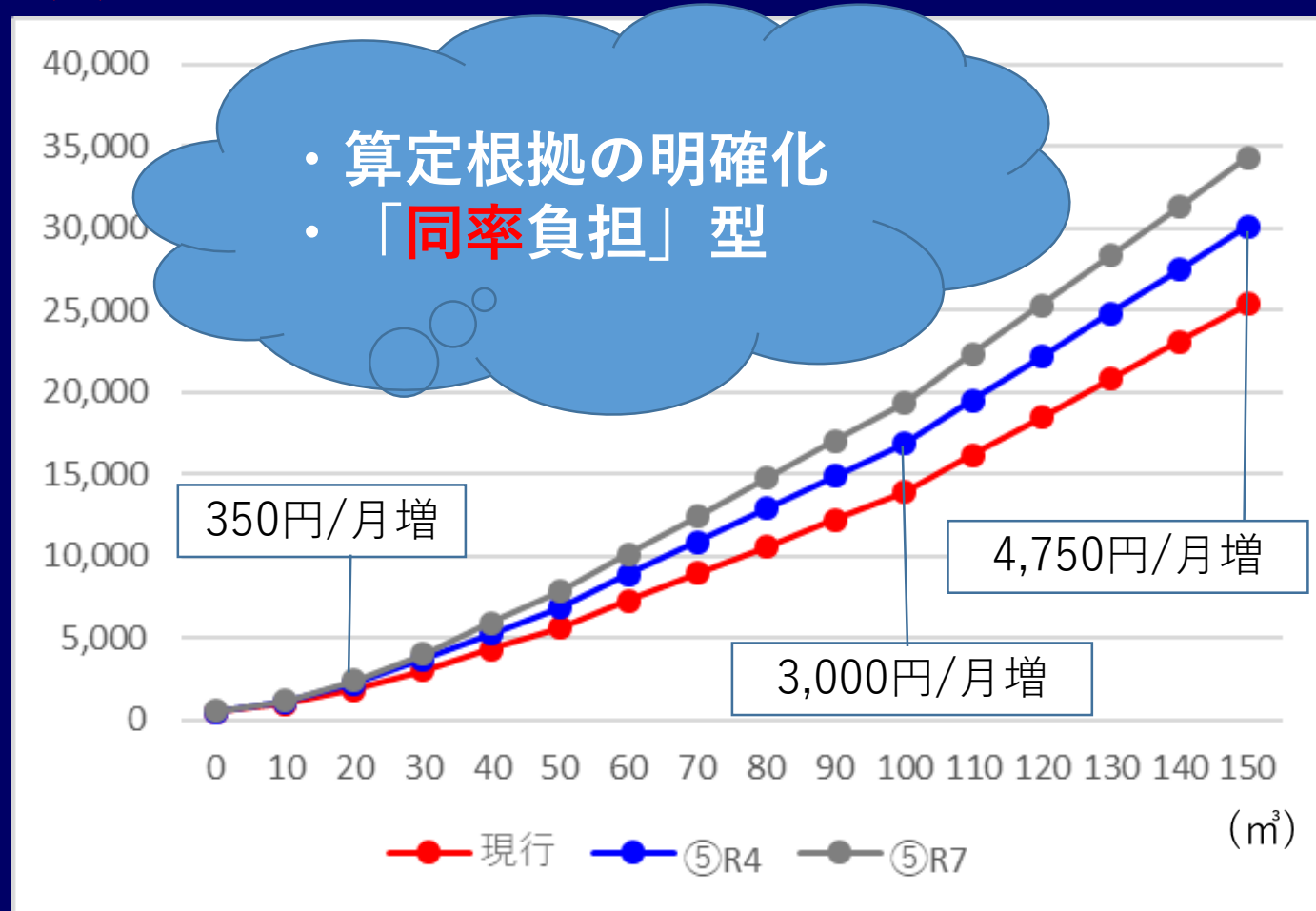
累進使用料制：大量排水は資本費の増大要因となるとともに、需要変動リスクが高いことから、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系のこと

2-⑤. 試算 基本使用料に固定費の30%を算入

	現行	単価	増減
基本使用料	450	500	+50
～ 10m ³	50	60	+10
11m ³ ～ 20m ³	90	110	+20
21m ³ ～ 30m ³	115	145	+30
31m ³ ～ 50m ³	130	160	+30
51m ³ ～ 100m ³	165	200	+35
101m ³ ～	230	265	+35

- ・「基本使用料」と「～10m³単価」の算定根拠を明確化
- ・1m³当たりの負担増（金額）は、多量使用者ほど大きくなる。

(円)



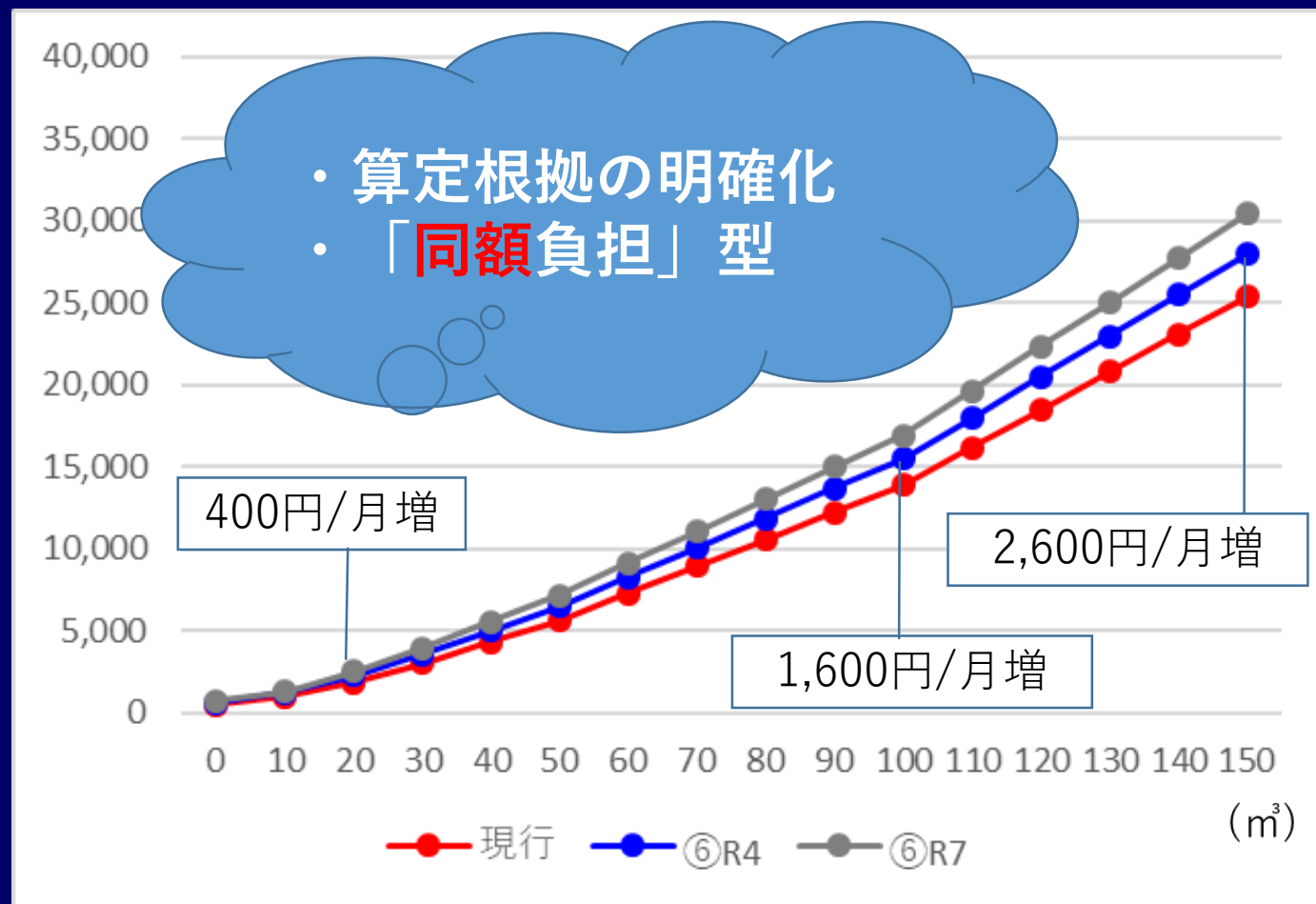
(使用水量毎の下水道使用料)

2-⑥. 試算 基本使用料に固定費の40%を算入

	現行	単価	増減
基本使用料	450	600	+150
～ 10m ³	50	60	+10
11m ³ ～ 20m ³	90	105	+15
21m ³ ～ 30m ³	115	130	+15
31m ³ ～ 50m ³	130	145	+15
51m ³ ～ 100m ³	165	180	+15
101m ³ ～	230	250	+20

- ・ 「基本使用料」と「～10m³単価」の算定根拠を明確化
- ・ 1m³当たりの負担増（金額）の平準化に配慮

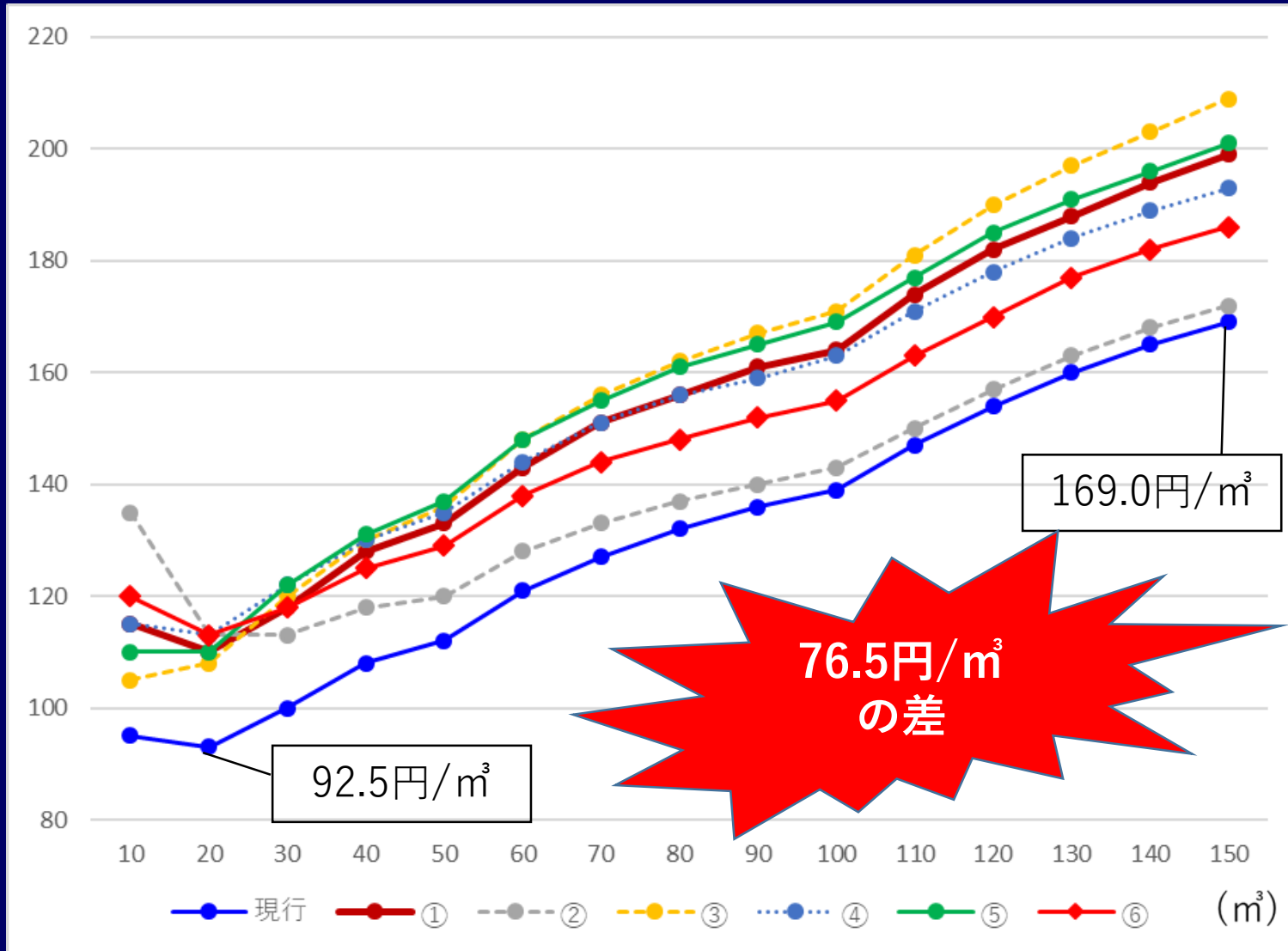
(円)



(使用水量毎の下水道使用料)

【参考】試算①～⑥ 1m³あたりの下水道使用料

(円)



3. 事務局案

①負担の公平性

⇒ 1m³当たりの負担増（金額）の平準化

②算定根拠の明確化

⇒ 「基本使用料」と「～10m³単価（基本従量単価）」

③経営基盤の強化

⇒ 基本使用料の改定



「2－⑥. 試算：基本使用料に固定費の40%を算入」

3 - ①. 事務局案の基本的な考え方

(1) 基本使用料

需要家費（徴収委託料）と固定費の40%とする。

(2) - ① 従量使用料（基本部分）

変動費（流域下水道維持管理費負担金）とする。

(2) - ② 従量使用料（累進部分）

- ・水量区分は変更しない。
- ・「 $\sim 10\text{m}^3$ 」に累進使用料は加算しない。
- ・ 1m^3 あたりの増加額の平準化を図る。

【参考】使用料体系のイメージ

固定費：資本費（減価償却費
企業債利息）・人件費・修繕
費など

